

治療用装具の支給申請時の写真添付について

治療用装具を購入し療養費・家族療養費を支給申請する場合、従来までは靴型装具のみに写真の添付が必要となっておりましたが、令和2年4月よりすべての治療用装具に写真の添付が必要となります。

当該装具の前後、左右、上下の6方向、ロゴ・製品タグ等（ある場合）に対象者の被保険者証（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）を添えて撮影した写真を添付頂くこととなります。

- ① 前側
- ② 後側
- ③ 右側
- ④ 左側
- ⑤ 上側
- ⑥ 下・底側
- ⑦ ロゴ・製品タグ等（ある場合）
- ⑧ 取り扱い説明書・製品箱（ある場合）

